

北上市告示甲第33号

北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付要綱（平成29年北上市告示甲第33号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備を設置する前に北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>建築確認申請書及び建築確認済証の写し</u>（新築の場合に限る。）</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>（事業実施期間）</p> <p>第9 事業の実施期間は、平成29年度から<u>令和7年度</u>までとする。</p>	<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備を設置する前に北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 建築確認済証の写し（新築の場合に限る。）</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>（事業実施期間）</p> <p>第9 事業の実施期間は、平成29年度から<u>令和10年度</u>までとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	